

脱炭素型ライフスタイル促進事業業務委託 プロポーザル実施要領

この要領は、脱炭素型ライフスタイル促進事業業務委託(以下「本業務」という。)の内容及び本業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続、要件、選定等の内容について必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本業務は、「入間市地球温暖化対策計画」に基づき、地域一体となって脱炭素化を一層加速していく必要があることから、市民の行動変容を促す「脱炭素型ライフスタイル促進事業」を実施することを目的とする。

なお、本業務の遂行に当たっては、本業務において専門的な知見と幅広い知識やノウハウを有し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが求められるため、公募型プロポーザル方式に基づき業者を選定することとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

脱炭素型ライフスタイル促進事業業務委託

(2) 業務内容

脱炭素型ライフスタイル促進事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という)のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 価格上限

25,850,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定し、委託契約を締結する。

3 提案資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の要件を全て満たさなければならない。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項の規定により一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。

(2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中、国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。

(3) 入間市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成23年12月1日改正)第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

- (4) 入間市税(納税義務がある場合に限る。以下同じ。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法(会社更生法(平成14年法律第154号))に基づき更生手続開始の手続開始の申立てがなされている者でないこと。または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後に入間市が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人格を有しており、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 平成31年度から令和4年度までに、市民の行動変容等に繋がる脱炭素型ライフスタイル業務の実績があること。

4 実施スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、土曜日、日曜及び祝日など、入間市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合がある。

【実施スケジュール表】

内 容	期 日
実施要領・仕様書等の公表 参加表明書・質問書受付開始	令和5年4月3日(月)
質問書受付期限	令和5年4月7日(金)午後5時まで
質問書に対する市からの回答期限	令和5年4月10日(月)
参加表明書提出期限	令和5年4月12日(水)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和5年4月19日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査(Zoom可)	令和4年4月21日(金)
選定結果通知	令和4年4月21日(金)
契約締結(予定)	令和4年4月28日(金)

5 参加方法

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 受付期間

公表から令和5年4月12日(水)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 事業者概要(様式第2号)

事業者概要は別紙による説明を可とするが、その際も本様式は提出すること。

ウ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書)

エ 財務諸表(直近1事業年度分)の写し

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署様式その3の3)

カ 法人事業税の納税証明書

※公告日以後に発行されたものの原本

(3)参加資格審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、令和5年4月13日(木)午後5時までに審査結果を参加表明書に記載のあった電子メールで通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和5年4月14日(金)午後5時までに、書面にて説明を求めることができる。

ただし、異議申し立ては認めない。

6 企画提案書等の提出

別紙「脱炭素型ライフスタイル促進事業業務委託作成要領」に基づき作成し提出すること。

(1)提出書類

ア 企画提案書

別紙(A4版様式任意、両面印刷及び文字サイズは原則11ポイント以上とする。)に、業務の実施方針、手法、スケジュール等を記載すること。副本の別紙については、すべての頁において参加者が特定できる表示及び記載の無いものとする。副本の別紙に参加者が特定できる表示及び記載がある場合には、失格になることがある。

イ 企画提案説明資料(プレゼンテーション資料)

※ 提案事業者の必要に応じて作成してください。

ウ 業務実績一覧(任意様式)

平成31年度から令和4年度の業務実績うち、脱炭素型ライフスタイル促進に関わる委託業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額(消費税抜き)」及び「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料を添付すること。

エ 業務実施者の経歴書(様式4号)

オ 見積書【様式任意】

※消費税及び地方消費税相当額は消費税率及び地方消費税の合計を10%として計算すること。

(2)提出部数

上記、提出書類正本1部、副本8部(正本は捺印し、副本は正本のコピーとします)

(3)提出方法

担当部署(事務局)までの必要部数を郵送又は持参すること。

(4)提出期限

令和5年4月19日(水)午後5時まで

(5)企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、審査の対象外とする。

ア 参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合

イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が価格上限を超えている場合

(6)その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とします。

イ 企画提案書等の提出後の再提出又は差し替えは、原則認めません。

ウ 企画提案書等の返却は行いません。

エ 企画提案書等は、本業務の目的達成以外は使用しません。

オ 企画提案書等は、情報公開請求があった場合は、入間市個人情報保護条例(平成18年条例第39号)に基づく不開示情報を除き、原則公開とします。

7 選定方法

(1)選定方式

選定にあたっては、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、提案事業者の企画提案内容、実務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、最も評価が高かった提案事業者を優先交渉権者とする。

(2)審査の実施

①書類審査

書類審査は、提出のあった企画提案書等について、記述の過不足を審査する。

②プレゼンテーション審査

書類審査の結果を問わず、提案事業者によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、プレゼンテーションについてはZoomでの実施を可能とする。

ア プレゼンテーションの日時

令和5年4月21日(金)

イ プレゼンテーションの方法

提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果により優先交渉権者1者を決

定する。選定委員は当市が決定するが、委員名や所属は事業者に開示しない。

なお、プレゼンテーションはオンライン(Zoom)での開催とする。

ウ プレゼンテーション実施時間

各事業者30分程度を予定(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)

エ その他

- ・必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行うこと。
- ・パワーポイント、PDF等による画面共有により実施。(スライド20枚程度)。
- ・プレゼンテーション開始5分前までにはZoomにアクセスし、ミーティング会議への接続待ち状態で待機すること。
- ・説明、回答前に、発言者は氏名を名乗ること。
- ・プレゼンテーションの出席は3名までとすること。

8 委託契約

(1) 契約等の手続

審査の結果選定された優先交渉権者と、発注価格及び支払条件、仕様書に定める要件への対応、実施体制等の確認を行い、協議が整った段階で契約等の手続を行う。手続きにあたっては、規則及びその他の関係令に定めるところによる。

なお、選定された優先交渉権者が契約等の手続までに参加資格要件を満たさなくなった場合、及び上記協議が整わない等の理由により優先交渉権者との契約等の手続ができない場合は、次点者を優先交渉権者とする。

(2) プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者に対し、優先交渉権者以外の者が、契約履行に必要な役務を供給することを禁止する。

9 瑕疵がある場合

企画提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。

また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した優先交渉権者の権利を取り消すことがある。

10 担当部署(事務局)

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課

ゼロカーボン・資源循環担当 村上・関根

連絡先

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1-16-1

電話:04-2964-1111(代表)(内線:4264) FAX:04-2965-0232

E-mail:ir240500@city.iruma.lg.jp